

新医第395号（業）
令和8年10月7日

郡市医師会長 様

新潟県医師会長
堂 前 洋一郎

雇用仲介事業の利用を巡るトラブルに関する注意喚起リーフレット等の送付について

このことについて、日本医師会より別添のとおり通知がありました。

厚生労働省では、求職者並びに求人事業者が雇用仲介事業者（職業紹介事業者、募集情報等提供事業者）を利用する際のトラブルに関して、リーフレットを作成するなどの注意喚起を行ってきたところですが、複数のトラブル事例が確認されたことを踏まえ、標記リーフレットを改訂したとのことです。特に求職者が民間人材サービスの事業内容を十分に理解せずに複数サービスを利用していることにより、求人事業者への重複請求等のトラブルが生じているほか、医療機関等の求人事業者に対しても、契約締結前に明示された契約内容について十分に確認・検討を求めています。

つきましては、貴会におかれましてもご承知いただきますとともに、貴会関係医療機関にご周知くださるようお願いいたします。

なお、別添リーフレットについては、いずれも以下の URL よりダウンロード可能ですので、ご活用願います。

○雇用仲介事業者（職業紹介事業者、募集情報等提供事業者）のご利用にあたって
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/haken-shoukai/r0604anteisokukaisei1_00005.html

○令和8年版「医療・介護・保育分野における適正な職業紹介事業者認定制度」
<https://www.jesra.or.jp/tekiseinintei/>



日医発第 1266 号(地域)(介護)

令和 8 年 9 月 3 0 日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

公益社団法人日本医師会

常任理事 今 村 英 仁

(公印省略)

雇用仲介事業の利用を巡るトラブルに関する注意喚起リーフレット等の送付について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

今般、厚生労働省において、雇用仲介事業（職業紹介事業、募集情報等提供事業）の利用に関する注意喚起リーフレットが作成されましたのでお送りいたします。

また、「医療・介護・保育分野における適正な職業紹介事業者認定制度」の令和 8 年度版リーフレットも作成されましたので、併せてお送りいたします。

1. 雇用仲介事業の利用を巡るトラブルに関する注意喚起について（厚生労働省作成リーフレット）

雇用仲介事業利用時の留意点につきましては、これまでも令和 7 年 1 1 月 1 1 日付（日医発第 1316 号）の文書等をもってご連絡しております。

今般、都道府県労働局による医療・介護・保育関係団体訪問（令和 8 年 1 月 1 5 日付日医発第 1661 号）において、複数のトラブル事例が確認されたことを踏まえ、注意喚起リーフレットが改訂されました（第 1316 号で送付したリーフレットに、新たに「事例 4」が追加されています。）。

また、求職者が民間人材サービスの事業内容を十分に理解せずに利用しているため、複数のサービス利用に伴う重複請求等のトラブルが生じているとの指摘を受け、求職者向けに、サービスの仕組みや事業者が遵守すべきルール、求職者が利用する際の注意点等をまとめたリーフレットが作成されました。

リーフレットは、いずれも厚生労働省のホームページよりダウンロード可能です。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/haken-shoukai/r0604anteisokukaisei1_00005.html

令和 7 年 4 月より、雇用仲介事業者は、求人者に対し利用料金・違約金等

について明示することが義務づけられています。医療機関等におかれましては、契約締結前に、明示された契約内容を十分に確認・検討していただくよう改めてお願い申し上げます。

2. 「医療・介護・保育分野における適正な職業紹介事業者認定制度」のリーフレット送付について

日本人材紹介事業協会（人材協）において「適正な有料職業紹介事業者の認定制度」（厚生労働省委託事業、本会も参画）が実施されています。今年度のリーフレットが作成されましたので、貴会に 50 部お送りします（別送）。リーフレットは人材協のホームページからもダウンロード可能です。

<https://www.jesra.or.jp/tekiseinintei/>

◆最新認定事業者一覧

<https://www.jesra.or.jp/tekiseinintei/certifications/>

つきましては、貴会におかれましてもご了知の上、管下郡市区医師会及び会員医療機関への周知方につき、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

職業紹介事業者や募集情報等提供事業者の 支払いを巡るトラブルが発生しています

令和7年4月1日以降、雇用仲介サービスの提供に関する料金、違約金等について、誤解やトラブルが生じないように、職業紹介事業者や募集情報等提供事業者による明示が義務化されました。

義務を守っていない事業者との契約は、トラブルにつながる可能性があります。

契約締結前に、明示された契約内容を十分に確認・検討してください。

契約内容に合意できない場合はそのサービスの利用はせず、他の有料職業紹介事業者や募集情報等提供事業者、ハローワーク等を活用しましょう。

職業紹介事業者や募集情報等提供事業者の利用で利用料金や違約金等の支払いを巡るトラブルが発生した場合は、**最寄りの都道府県労働局『「医療・介護・保育」求人者向け特別相談窓口』**でご相談を受け付けていますのでご利用ください。

トラブル事例

事例 1

紹介を受けて採用した労働者が、採用後、数日来ただけで退職してしまった。職業紹介事業者からは、返戻金規定に則り一定割合減額された手数料を請求されたが、そもそも無期雇用の者を募集しており条件に合わないうえ、ほとんど働いていないので、支払いには納得できない。

職業紹介事業者、募集情報等提供事業者とも、利用料金や返戻金や違約金等については**分かりやすく明瞭かつ正確に記載した書面または電子メールその他の適切な方法により、あらかじめ求人者に対し誤解が生じないように明示する義務**があります。**契約する前に**、これらの規定をよく確認し、不明な点は説明を求めましょう。

また、特に早期離職時の返戻金は詳細に確認しましょう。実際に早期離職が生じた場合は、不明点など事業者にご相談しましょう。事業者は苦情相談窓口を設け、求人者からの苦情・相談に誠実に対応することが求められています。

事例 2

募集情報等提供事業者Aのサイトから応募した求職者を採用したら、募集情報等提供事業者Bからの応募で受け直したいと言われた。了承していいのか？

まずは**事業者との契約内容をご確認ください**。求職者のいうとおりになると、募集情報等提供事業者AとBの両方から料金を請求される可能性がありますので、**求職者からのこうした申し出は断ることがトラブルを回避する上で重要**です。

事例3

自社サイトで求人募集を出していたら、募集情報等提供事業者Aから連絡があり、求人情報サイトに載せないかといわれた。3週間無料掲載後有料(6ヶ月間は月5万円)になるが、その前に継続しない連絡をすれば無料となるといわれて契約したが、契約を終了しようとしたところ、連絡がつかないうちに期間を過ぎ、その後、一括で30万円を請求された。

早期離職の際の対応と同様に、契約する前に、無料期間、有料へ移行する前の契約終了方法、途中で充足した場合の取り扱い等の内容をよく確認し、不明な点は説明を求めましょう。思い込みで判断せず、契約前に、契約書をよく確認することが重要です。

事例4

求人募集に当たって、A社の求人サイトを利用していました。その後、直接応募のあった求職者Bを採用したところ、数ヶ月後に、A社から、求職者BはA社サイトの利用者であり、採用報告を怠ったとして、利用料金が請求されました。

求人サイト運営会社の中には、登録者の就職情報を確認して、自社サイトを通じて就職していない場合でも、過去にそのサイトを経由して求職者の情報を得たことがある場合などに料金を請求するケースがあります。支払うこととなるかどうかは個別の契約によりますので、契約前に利用規約や契約書をよく読んで確認しておきましょう。また、**利用規約変更の通知があった場合は、必ず確認し、契約の継続の可否を検討してください。**

あわせて、違約金規定のあるサイトを通じて連絡があった求職者については、応募があったか否かにかかわらず記録を残しておき、その後の採用に際してサイト運営会社への連絡の要否等を確認するようにしましょう。また、**採用に際しては応募から採用までの経路や日程その他の証拠となる履歴を残しておくことが重要です。**

「適正な明示がない事業者」や「返戻金の相談等に誠実な対応をしない事業者」については、相談窓口までご連絡ください。

問い合わせ先：都道府県労働局相談窓口

職業紹介事業者または募集情報等提供事業者の利用で利用料金や返戻金、違約金等の支払いを巡るトラブルは
労働局「医療・介護・保育」求人者向け特別相談窓口までご連絡ください。
受付時間：8時30分～17時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）

都道府県労働局



厚生労働省ホームページ

雇用仲介事業者(職業紹介事業者、募集情報等提供事業者)は新たなルールへの対応が必要です

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou_haken-shoukai/r0604anteisokukaisei1_00002.html

従業員の職場定着など、雇用管理面で困りの事業主の皆さまへ

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000053276.html>

厚生労働省 ホームページ



厚生労働省は、一定の基準を満たす適正な職業紹介事業者を認定しています。

厚生労働省は一定の基準を満たした適正な職業紹介事業者を公表し、適正認定事業者には認定マークを付与しています。

- ・ 紹介手数料を職種別に公表している
- ・ 早期離職時(就職後6か月以内)の返戻金制度がある など

【認定マーク】



医療・介護・保育分野適正紹介事業者認定制度
特設ウェブサイト(厚生労働省委託事業)

<https://www.jesra.or.jp/tekiseinintei/>



ひと、くらし、みらいのために

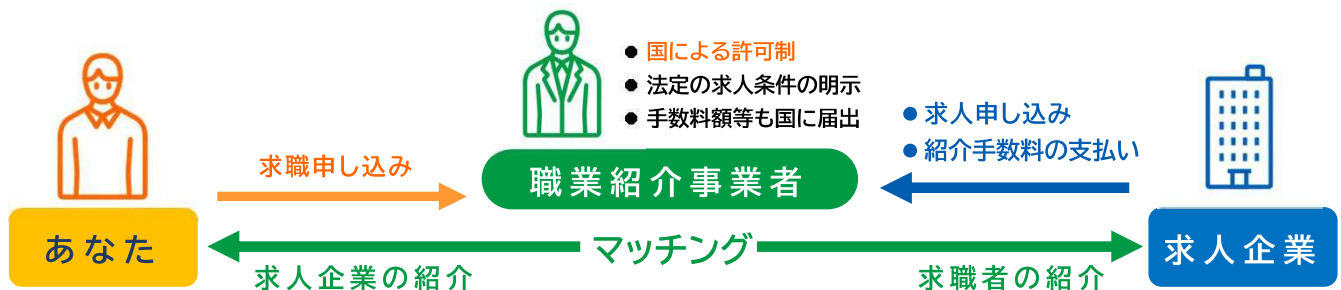
厚生労働省・都道府県労働局
Ministry of Health, Labour and Welfare

知っておきたい！ 民間人材サービス利用のポイント

民間人材サービス事業は大きく「職業紹介事業」と「募集情報等提供事業」に分けられます。利用する際はそれぞれの法律上のルールを理解し、自分がどのサービスを利用しているか、しっかりと把握した上で利用するようにしましょう。

職業紹介事業とは

- 求職者（あなた）と求人者（病院や介護施設など）それぞれから申し込み（登録）を受けて、採用/就職できるよう双方のマッチングを行う事業者のことを指します。
- 職業紹介事業者には求人者が利用料金を支払う有料のものと無料で利用できるものがあります。基本的に**求職者はどちらも無料**で利用することができます。



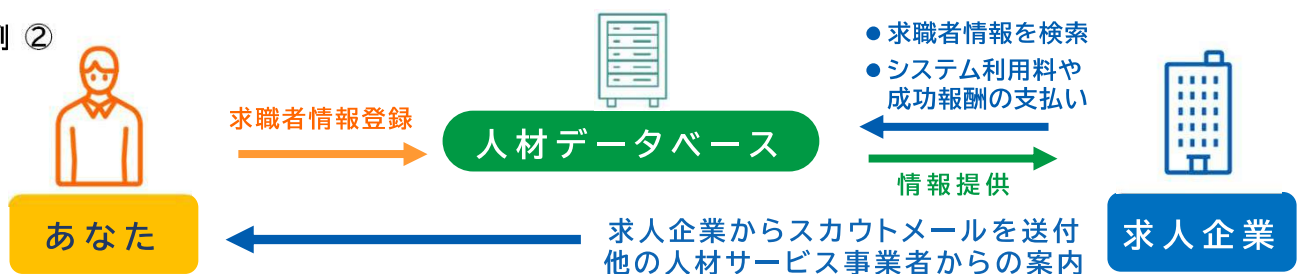
募集情報等提供事業とは

- 求人者から依頼を受けて、求人広告をウェブサイトなどに掲載するサービス（例①）を指します。
- あなたが登録した情報を求人者や他の人材サービスに提供するサービス（例②）もあります。
※例①、②以外にもインターネット上に公開されている求人・求職者の情報を収集して情報提供する事業者等もあります。
- これらも求人者が利用料金を支払うため、基本的に**求職者は無料**で利用することができます。

例 ①



例 ②



民間人材サービスが遵守するルール

民間人材サービス事業者(職業紹介事業者と募集情報等提供事業者)は、求職者(あなた)へのサービス提供にあたり、以下を守っていますか？

◆職業紹介事業者からあなたに労働条件を明示します

職業紹介事業者は、求職者(あなた)と最初に接触する時点までに、書面の交付や電子メール等を利用して、従事すべき業務内容に関する事項等を明示することとされています。

内容に変更があった場合は、変更箇所が分かるよう再度明示する必要があります。

◆最新の求人情報をあなたに分かりやすく表示します

求人情報・求職者情報は虚偽の表示・誤解を生じさせる表示をしてはならないほか、正確・最新の内容に保つ措置を講じる(※1)こととされています。

また、派遣労働者として雇い入れようとする時はその旨を明示すること、さらに、雇用契約とフリーランス契約の募集(※2)が混在する場合は、いずれかわかるように表示することとされています。

※1 あなたが登録するご自分の情報を、正確・最新の内容にすることも大切です。

※2 フリーランス契約の場合、雇用労働者に対する法律の保護の対象外となりますので注意してください。

◆お祝い金などの提供はできません

サービスの利用勧奨は、お祝い金等の金銭の提供ではなく、民間人材サービス事業の質を向上させ、これを訴求することによって行うこととされています。

◆就職時にその就職先を紹介した職業紹介事業者は、2年間、あなたに転職の勧奨ができません

※転職の勧奨が禁止されているのは無期雇用契約で就職した場合に限ります。

◆求人者から職業紹介事業者を支払う手数料に関する事項をあなたに明示します

職業紹介事業者は、求職者(あなた)に対して、「求人者が紹介事業者を支払う手数料に関する事項」を明示しなければいけません。

人材サービス総合サイトでは、その事業者の手数料の実績も含めて確認することができます。

Q.職業紹介手数料は具体的にどのような内容が示されるのでしょうか？

具体的には、各事業所で定めている**手数料表**を明示します。

手数料表にはサービスの種類、内容、手数料、負担者が記載されています。

あなたの就職に求人者が支払う手数料は手数料表に記載の範囲内で個別の契約ごとに決定します。

また、早期に離職した際には手数料の一部を求人者に返金する場合があります。

なお、求人者が支払った手数料率の平均はこちらのサイトから確認できます。



民間人材サービス利用時の注意点

民間人材サービス事業者は手軽に利用できる一方で、利用者からお困りの声も寄せられています。事業者を選定する際は、利用規約を十分に確認して、自分自身や就職先の会社がトラブルに巻き込まれないよう注意してください。



就職活動に当たって、A社、B社の求人サイトに求職登録を行いました。
X病院に就職後、応募に利用したA社に対して就職報告を行ったところ、3ヶ月後、A社のほか、B社からもX病院に対して、成功報酬の支払いの請求が来たと伝えられました。



求人サイト運営会社の中には、B社のように登録者の就職情報をチェックして、自社サイトを通じて就職していない場合でも、過去にそのサイトを経由して求人者があなたの情報を得たことがある場合などに就職先に成功報酬を要求するケースがあります。

X病院がB社に成功報酬を支払うかどうかは個別の契約によりますが、就職者であるあなたに対して、就職に際してB社を利用していないか、X病院から証拠を求められることがあります。サービス退会後は履歴の確認が難しい場合があるので、A社を利用した証拠を印刷・保管しておくなど、**どの求人サイトを利用したか分かるように、履歴を残しておく**ようにしましょう。



就職後に求職登録を行っていないC社や求職登録は行ったものの紹介には至らなかったD社から電話がかかってきます。



利用登録した求職者の情報がC社のような別の民間人材サービス事業者提供される事例や、D社のように求職登録を行った会社から就職したことを報告していないとして違約金を求められたケースがあります。

求職登録時には利用規約をよく確認しましょう。特に、違約金や自分の個人情報の取り扱い（誰に提供されるか、いつまで提供されるかなど）を確認してください。（求人者や民間人材サービスへの個人情報の提供が事業者の基本サービスの1つの場合もあります。利用を中止するときは提供停止手続きなど必要な手続きを忘れないようにしましょう。）



就職後の労働条件について、職業紹介事業者であるE社を通じて、当初の求人条件から変更してほしいと伝えてもらい、変更されたとE社から聞きましたが、実際に就職してみたら変更されていませんでした。



労働契約締結前に労働条件をよく確認しましょう。求人者は、労働条件について、求人票等により明示をしなければなりません、その内容に変更がある場合、求人者は、変更点を明示することとなっています。

当初の労働条件から変更があった場合には、きちんと変更点が明示されているか、その変更点が反映されているか、ご自身でよく確認しましょう。



退職にあたり、今の会社を紹介してもらったF社に相談したところ、退職の日付を指定する連絡があったのですが、これに従う必要があるのでしょうか。



退職日については、無期雇用の場合は2週間前までに使用者に申し出れば退職でき、有期雇用の場合はやむを得ない事由がある場合は契約期間の途中でも退職できます。

いずれにしても第三者からの指示に従う必要はありません。

民間人材サービス利用時の参考情報

職業紹介事業は、丁寧なサービスを提供する適正事業者を利用しましょう。情報を収集する際は、厚生労働省が運営する以下のウェブサイトや制度をぜひご活用ください。

事業者情報の公開、制度の紹介などの「人材サービス総合サイト」、優良な事業者を認定する制度「適正有料職業紹介事業者認定制度」・「優良募集情報等提供事業者認定制度」・「職業紹介優良事業者認定制度」があります。

人材サービス総合サイト

職業紹介事業者ごとの就職実績などを確認することができます。



人材サービス総合サイトで確認できる事業者情報

- 職業紹介事業者の紹介により就職した者の数
- 上記のうち、6か月以内に離職した者の数(※)
- 手数料に関する事項(手数料率の実績、手数料表)
- 返戻金制度(手数料を返金する制度)の有無や内容
- 「医療・介護・保育分野適正事業者認定制度」の認定取得状況

早期離職者数は職種や業界等によって事情も異なりますので参考情報の一つとして確認してください。

適正有料職業紹介事業者 認定制度



医療、介護、保育の分野では、一定の基準を満たした適正なサービスを行う職業紹介事業者を「適正事業者」として認定しています。適正事業者には医療・介護・保育分野ごとに認定マークが付与され、「人材サービス総合サイト」で検索することができます。

認定制度における認定基準(主なもの)

- ・手数料に関する事項や職種別に手数料実績を公表している等法令を遵守している
- ・早期離職時(就職後6ヶ月以内)の返戻金制度を設けている
- ・求職者のキャリア、志向、希望の勤務時間や曜日・勤務場所等の制約等を把握した上で、適した就業先の紹介を行っている
- ・求職者が就職後も長く活躍できるよう、求人者と協力して定着支援を行っている

医療等三分野に限らない認定制度として「職業紹介優良事業者認定制度」もあります。

優良募集情報等提供事業者 認定制度



一定の基準を満たした募集情報等提供事業者を「優良事業者」として認定する制度です。優良事業者についても「人材サービス総合サイト」で検索ができます。

認定制度における認定基準(主なもの)

- ・応募者から、その募集に関し、いかなる名義でも報酬を受けていない
- ・苦情処理に関する事項について情報公開している

お問い合わせ先

都道府県労働局
需給調整事業担当課室



医療・介護・保育分野における 適正な有料職業紹介事業者認定制度

医療・介護・保育分野の
紹介先を選ばず基準に合った
求人者・求職者の皆様へ

数多くある
医療・介護・保育分野の
有料職業紹介事業者の中から
安心してできる事業者を選ぶ基準の
ひとつとしてご利用ください。

医療・介護・保育分野における適正な有料職業紹介事業者の認定制度では、
「必須基準」「基本基準」等の基準を一定以上満たした有料職業紹介事業者を
「適正な有料職業紹介事業者」として認定しています。

医療・介護・保育



適正な有料職業紹介事業者
認定制度



信頼の見える化で、
安心のサービス。
ひと目でわかる
認定制度のメリットは
こちらから

適正認定サイトでは、最新の適正認定事業者の社名検索を
はじめ、認定事業者のサービス名称、対象職種別の常用就
職の紹介実績数（目安）、サービス対応エリア等を確認する
ことができます。



医療 介護 保育 適正認定

認定後においても求人者の苦情や評価を認定事業者にフィードバックすることで、
サービス品質の維持、改善を図っていきます。

1 顧客推奨度調査の実施



医療・介護・保育分野に特化した本認定制度の背景、理念に沿う社会の実現のため、本認定制度へ参画する業
界団体所属の求人者へ向けて、認定事業者に関する顧客推奨度を調査するアンケートを実施し、そのアンケー
ト結果を認定事業者へフィードバックすることでサービス品質の改善促進活動をおこなっています。

https://www.jesra.or.jp/tekiseinintei/outline/customer_survey/

2 認定事業者に関する苦情窓口の運営



分野別適正事業者認定制度運営事務局 苦情・ご意見・ご要望窓口認定制度の不明点等のお問い合わせをはじめ、
適正認定事業者に関する苦情・ご意見・ご要望についても、こちらの窓口で随時受け付けています。苦情につ
いては事実確認の上、本認定制度協議会（※）に報告します。

また、必要に応じて当該事業者にしかるべき回答を求めます。
※本認定制度協議会は、労働関連法等を専門とする有識者、医療・介護・保育それぞれの業界団体を代表する
委員から成り、本認定制度全体をガバナンスする役割を担っています。

<https://www.jesra.or.jp/tekiseinintei/consultation/>

「医療・介護・保育」求人者向け特別相談窓口

医師・看護師などの医療従事者や介護従事者、保育士などの採用にあたって人材紹介会社を利用し、紹介手
数料などの職業紹介の条件等についてのトラブルや法令違反の疑いがある場合には、最寄りの都道府県労働
局「医療・介護・保育」求人者向け特別相談窓口で相談を受け付けています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_30703.html



本認定制度は、以下団体の協力により創設され、令和 3 年度から実施しています。（五十音順）

医療分野	（公社）全日本病院協会、（公社）日本医師会、（一社）日本医療法人協会、（公社）日本看護協会、（公社）日本歯科医師会、（公社）日本精神科病院協会、（一社）日本病院会
介護分野	（一社）全国介護事業者連盟、（社福）全国社会福祉協議会、全国社会福祉法人経営者協議会、高齢者住まい事業者団体連合会（（公社）全国有料老人ホーム協会、（一社）全国介護付きホーム協会、（一社）高齢者住宅協会、（公社）全国老人福祉施設協議会、（公社）全国老人保健施設協議会
保育分野	（社福）全国社会福祉協議会 全国保育協議会、（公社）全国私立保育連盟、（社福）日本保育協会

紹介会社の利用に際し、 手数料やサービス品質 などにご不安はないですか？



「医療・介護・保育分野における
適正な有料職業紹介事業者の認定制度」では、
申請要件、必須基準、基本基準を一定以上満たす
紹介会社を、「適正認定事業者」として認定しています。

何を基準に
紹介会社を選べば
よいかわからない...

紹介手数料が
とても高かったら
どうしよう...

早期離職時の
返戻金制度がある
紹介会社を選びたい...

安易な転職を煽るような
広告を出す紹介会社は
使いたくない...



申請要件

人材を安定的に紹介できることとは、適正認定事業者が満たすべき重要な要件です。そのため、申請した分野の施設に対して、少なくとも1つ以上の対象職種について、①過去2年連続で、②年間5件以上の常用就職（無期雇用）の紹介実績があることを申請要件としています。

※更新の場合は、直近認定期間3年間のうち2年間以上について要件を満たしていること。

医療分野の対象職種	介護分野の対象職種	保育分野の対象職種
医師	介護職	保育士
歯科医師	うち介護福祉士	保育教諭
薬剤師	うち介護福祉士以外	幼稚園教諭
看護職	看護職	栄養士・管理栄養士・調理師
リハビリテーション専門職	リハビリテーション専門職	看護師
医療技術者	介護支援専門員	
歯科衛生士	医師	
看護助手・看護補助者	生活相談員、支援相談員	
資料助手	機能訓練指導員	
栄養士・管理栄養士	栄養士・管理栄養士	

適正認定事業者

有効期間 3年
審査員が、認定を申請した事業者の事業責任者等にヒアリングを実施し、提出書類の内容を確認した上で適正認定事業者として認定します。

例

- 手数料に関する事項や職種別に手数料実績を公表している
- 早期離職時（就職後6ヶ月以内）の返戻金制度を設けている
- 求人者に対する違約金規約を設けている場合、あらかじめ求人者に対し誤解が生じないよう明示している
- 求職者に金銭等（いわゆる「お祝い金」など）を支給していない
- 自らの紹介により就職した者に対し、転職勧奨をしない
- 転職活動をみだりに助長するような広告をしていない
- 要配慮個人情報、本人の同意を得ないで取得していない
- 求人情報は、求人者や求職者に定期的に情報更新が最新であるか確認を行う、および求人者や求職者の情報の時点を明示している

「必須基準」「基本基準」の詳細は、
適正認定サイトから閲覧することができます。

医療 介護 保育 適正認定

例

- 求職者のキャリア、志向、希望の勤務時間や曜日・勤務場所等の制約等を把握した上で、適した就業先の紹介を行っている
- 求人者からの求人申し込みは、電話だけでなく、書面、FAX、メールで受け付けている
- 手数料率を含むサービス提供条件は、求人者に充分説明し理解を得た上で、契約締結により事前合意している
- 紹介手数料と返戻金の設定方法について求人者から問い合わせがあった際、統計データを用いて自社のサービス内容とその設定理由を説明し、求人者の理解を得ている
- 求人者・求職者から定着に関する相談があった場合には、一般的な採用・定着に関する求人者内の制度・施策についてアドバイスを行っている

基本基準

基本基準は、「求職者や求人者に対してより良いサービスを提供する」ために適正事業者が満たすことが望ましい基準です。適正認定事業者は、分野別に定められた11～13項目のうち一定数以上の項目をクリアする必要があります。



（認定マーク）
適正認定事業者は、認定を受けた分野の認定マークをホームページや会社案内、名刺等の媒体に利用することができます。



医療・介護・保育分野における 適正な有料職業紹介事業者認定制度

適正認定事業者一覧 (社名五十音順)

2026年8月3日時点

(※) は、2024年度と2025年度の認定事業者

医療分野認定企業

株式会社アイデム	キャリアバンク株式会社(※)	日本メディカルコネクション株式会社(※)
株式会社Act Anyway	株式会社キャリアプランニング(※)	株式会社ヒトイキ(※)
株式会社ALC(※)	株式会社クイック(※)	株式会社ファーストコネクト(※)
株式会社医師のとも(※)	株式会社ケアネットワークスデザイン	株式会社フィデス(※)
株式会社ウイングメディカル九州	株式会社CONNECT(※)	株式会社フェスコム(※)
株式会社HR CAREER(※)	株式会社CMEコンサルティング(※)	株式会社ブレイブ(※)
株式会社エヴァーウィン(※)	株式会社ジョブズコンストラクション(※)	株式会社マーキュリー(※)
株式会社エス・エム・エス(※)	株式会社スタッフサービス(※)	株式会社マイナビ(※)
株式会社SEプラス(※)	総合メディカル株式会社(※)	株式会社メディウェル(※)
エニーキャリア株式会社(※)	株式会社ツナガリキャリア(※)	株式会社メディカル・コンシェルジュ
株式会社エム・ディー・マネジメント(※)	株式会社TSACE(※)	株式会社メディカル・プリンシプル社(※)
株式会社エムステージ(※)	株式会社DxGcareer(※)	株式会社メディカルリソース(※)
エムスリーキャリア株式会社(※)	ディップ株式会社(※)	レバウェル株式会社(※)
株式会社カインド・メディカル(※)	株式会社トライトキャリア(※)	株式会社ワークステーション(※)
株式会社キャリアシステム(※)	株式会社ナースパワー人材センター(※)	

介護分野認定企業

株式会社Act Anyway	株式会社ジョブズコンストラクション(※)	株式会社N.E(※)
株式会社ALC(※)	株式会社スタッフサービス(※)	株式会社ヒトイキ(※)
株式会社HR CAREER(※)	株式会社ゼフィロス(※)	株式会社ファーストコネクト(※)
株式会社エヴァーウィン(※)	株式会社ツクイスタッフ(※)	株式会社フェスコム(※)
株式会社エス・エム・エス(※)	株式会社D&Mキャリア(※)	株式会社ブレイブ(※)
株式会社キャリアシステム(※)	株式会社TSACE(※)	株式会社ベネッセキャリアオス
キャリアバンク株式会社(※)	ディップ株式会社(※)	株式会社マイナビ(※)
株式会社キャリアプランニング(※)	株式会社トータルウィン(※)	株式会社メディカル・コンシェルジュ
株式会社クイック(※)	株式会社ドットコム・マーケティング(※)	レバウェル株式会社(※)
シュールブリアン株式会社	株式会社トライトキャリア(※)	株式会社ワークステーション(※)

保育分野認定企業

株式会社アスカ(※)	Simple株式会社(※)	ベルサンテスタッフ株式会社(※)
株式会社アスカクリエート(※)	株式会社SecondGame(※)	株式会社マイナビ(※)
株式会社ALC(※)	株式会社TSACE(※)	株式会社ミライフ(※)
株式会社あんだんて(※)	ディップ株式会社(※)	株式会社メディカル・コンシェルジュ
株式会社HRプロデュース(※)	株式会社トライトキャリア(※)	株式会社モード・プランニング・ジャパン(※)
株式会社エス・エム・エス(※)	株式会社ネクストビート(※)	レバウェル株式会社
株式会社ジョブズコンストラクション(※)	株式会社ブレイブ(※)	

※2024年度認定より、早期離職時の返戻金は、求職者が就職後少なくとも6ヶ月以内に離職した場合を対象としていることが条件となります。



人材協

一般社団法人 日本人材紹介事業協会 (略称・人材協)

厚生労働省同制度受託事業者